



# 下野市第二次地域情報化計画

---

平成 24 年 3 月

下 野 市



## はじめに

本市では、平成20年3月に、本市の将来像である『思いやりと交流で創る 新生文化都市』の実現に向け、地域社会と行政とが一体となって情報通信技術（ICT）を総合的・効率的に活用することで、地域の自立性を高め、豊かさを実感できる市民生活の質の向上を図る「下野市地域情報化計画」（計画期間：平成20年度～同23年度）を策定し、計画の内容に沿って情報化の推進を図ってまいりました。

この間にもICTは著しく発達し、大容量・高速ネットワークの普及に伴って、市民の皆様は「いつでも どこでも」情報のやり取りができる生活環境を手に入れ、生活のスタイルも大きく変わりとつあります。



さらに、昨年3月に発生した東日本大震災では、本市も少なからず被害が発生し、大規模な停電が発生したことで、行政も十分に機能できない等の状況が発生しました。この震災を教訓とし、災害時も視野に入れて、日常的に行政と市民、市民相互で情報のやり取りを円滑に行うための仕組みの構築が求められています。

そこで、この社会環境の大きな変化と東日本大震災の経験を踏まえ、先の地域情報化計画が満了する本年度に、「下野市第二次地域情報化計画」を策定することとしました。

第一次計画では、大容量・高速ネットワークに接続できない地域があったことから、情報化推進基盤を整備し、地域間情報格差を解消するとともに、様々な情報提供・サービス提供の仕組みを構築してきました。

第二次計画ではこの実績を踏まえ、市民の皆様が今まで以上に情報化の恩恵を享受し、市民と行政が協働して、共に安心して暮らすことができる活力ある下野市をつくるための「地域情報化施策」と「実現すべき事業内容」について体系的に示しています。

一方で、第一次計画を振り返りますと、高齢者を中心に、情報化の恩恵をまだ十分に享受できていない市民の皆様がいることから、本計画では「整備から活用へ」をキーワードとして、さらに市民の皆様に活用していただけるよう全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に際し、貴重なご意見やご提言をいただきました下野市情報化推進会議の委員の皆様、そして、アンケート調査・インタビュー調査にご協力いただきました市民・団体の皆様に心からお礼を申しあげますとともに、計画推進に向けて、市民の皆様のなご一層のご理解とご協力をお願い申しあげます。

平成24年3月

下野市長 広瀬 寿雄



## 目 次

I	第二次地域情報化計画の策定にあたって .....	- 1 -
1	計画策定の趣旨 .....	- 1 -
2	計画の位置付け .....	- 1 -
3	計画の期間 .....	- 2 -
II	情報化の背景 .....	- 3 -
1	情報化の社会的動向 .....	- 3 -
2	国・県の動向 .....	- 7 -
III	下野市の情報化の状況 .....	- 10 -
1	本市の情報通信基盤整備状況 .....	- 10 -
2	行政の情報化への取り組み .....	- 11 -
3	市民アンケート結果 .....	- 17 -
IV	地域情報化の基本方針 .....	- 30 -
1	情報化の課題と施策の方向性 .....	- 30 -
2	地域情報化の基本方針 .....	- 31 -
3	地域情報化の将来像とビジョン .....	- 32 -
V	地域情報化施策 .....	- 35 -
1	誰もが情報化の恩恵を享受できる情報化推進基盤の活用 .....	- 37 -
2	電子市役所の推進による便利さを実感できる市民サービスの拡充 .....	- 39 -
3	災害に強く安全・安心な市民生活の実現 .....	- 42 -
4	行政事務の高度化・効率化の推進 .....	- 46 -
5	地域の一体感の醸成と豊かで活力あるまちづくりの推進 .....	- 49 -
VI	地域情報化推進のために .....	- 51 -
1	推進体制の強化 .....	- 51 -
2	人材育成 .....	- 52 -
3	広域連携の推進 .....	- 52 -
4	情報セキュリティ対策 .....	- 53 -
5	個人情報保護対策 .....	- 53 -
資料編		
資料 1	市民アンケート調査結果	
資料 2	市民 WEB アンケート結果	
資料 3	推進体制	
資料 4	用語集	



## I 第二次地域情報化計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

近年、情報通信技術（ICT）の発達により、インターネット<sup>2</sup>や携帯電話の利用は日常的なものとなりました。さらにインターネットはより大容量・高速化が進んだことから、従来のパソコンや携帯電話に加え、スマートフォン<sup>3</sup>やタブレット型パソコン<sup>4</sup>などの情報端末が急速に普及しています。

一方で、こうした情報化の恩恵を享受できる市民と、情報端末の操作が不慣れな市民やブロードバンド<sup>5</sup>環境を活用できない市民との情報格差（デジタルデバイド）<sup>6</sup>の課題は依然解消されていません。

そこで、下野市地域情報化計画（以下、「第一次計画」といいます。）以降の行政と地域の情報化へ向けた課題などを再整理し、地域社会と行政とが一体となってICTをさらに活用することで、全ての市民がそのメリットを享受できることを目的として、計画満了となる第一次計画を引き継ぎ、「下野市第二次地域情報化計画（以下、「第二次計画」といいます。）」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「下野市総合計画基本構想」、「下野市総合計画後期基本計画」の下位計画として位置づけられるものです。

したがって、今回の第二次計画は、第一次計画を全面的に見直すという位置づけではなく、上位後期計画の方向性を踏まえ、また、情報化に関する最近の社会の動向や下野市の情報化の現状に基づき、さらに、第一次計画の進捗状況を勘案して内容を引き継ぎ策定するものです。

本計画は図表 1 に示すように「基本構想（I～IV章）」、「基本計画（V～VI章）」より構成されています。また、具体的な計画年度や目標値については別冊子の「地域情報化 実施計画」に記載しています。

地域情報化 計画 (本冊子)	基本構想 (I～IV章)	本市の情報化のあるべき姿を明確にし、情報化を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、情報化の基本的理念、将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものである。
	基本計画 (V～VI章)	基本構想に掲げる将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものである。
地域情報化 実施計画 (別冊子)		総合計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業を明らかにするものである。

図表 1 地域情報化計画の構成

### 3 計画の期間

市総合計画後期基本計画が平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間であり、市総合計画との整合性を図るため、本計画の期間も平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間とします。

ただし、ICT の進展はめまぐるしく、将来の技術動向を十分に見きわめることが困難なことから、本計画は、技術動向の把握に加えて社会情勢の変化、事業の進行状況を勘案して、必要に応じて見直しを行うものとします。

---

<sup>1</sup> ICT : Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来より頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味。国際的には「ICT」が定着している。

<sup>2</sup> インターネット：個々のコンピュータ通信ネットワークを相互に結び、世界的規模で電子メールやデータ通信などのサービスを行えるようにしたネットワーク。

<sup>3</sup> スマートフォン：インターネットとの親和性が高く、パソコンの機能をベースとして作られた携帯電話のこと。

<sup>4</sup> タブレット型パソコン：平板状の外形を備え、タッチパネルなどの表示・入力部を持った携帯可能なパソコンのこと。

<sup>5</sup> ブロードバンド：高速インターネット接続を意味する。一般的にはADSL、CATV、光ファイバーなどの高速回線を指す。

<sup>6</sup> デジタルデバイド：インターネットに代表される情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。情報通信格差とも呼ばれる。



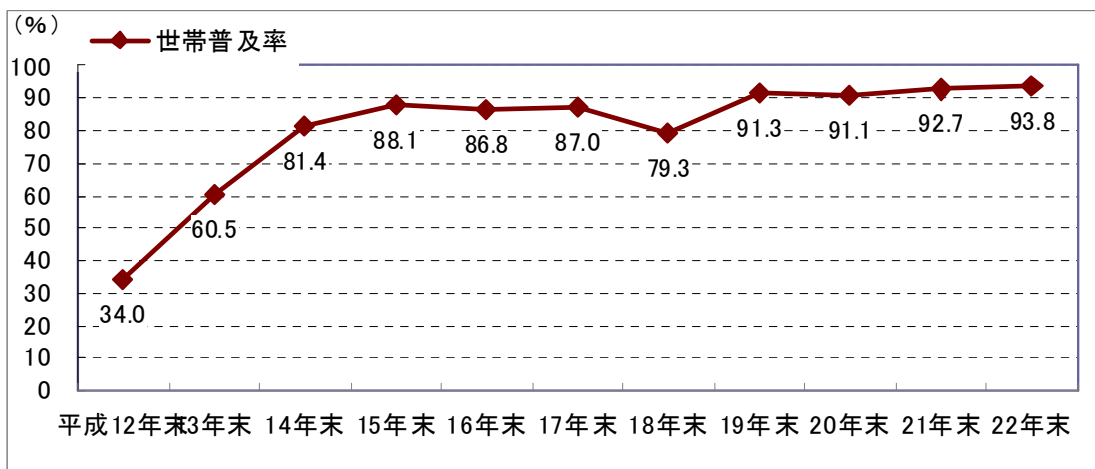
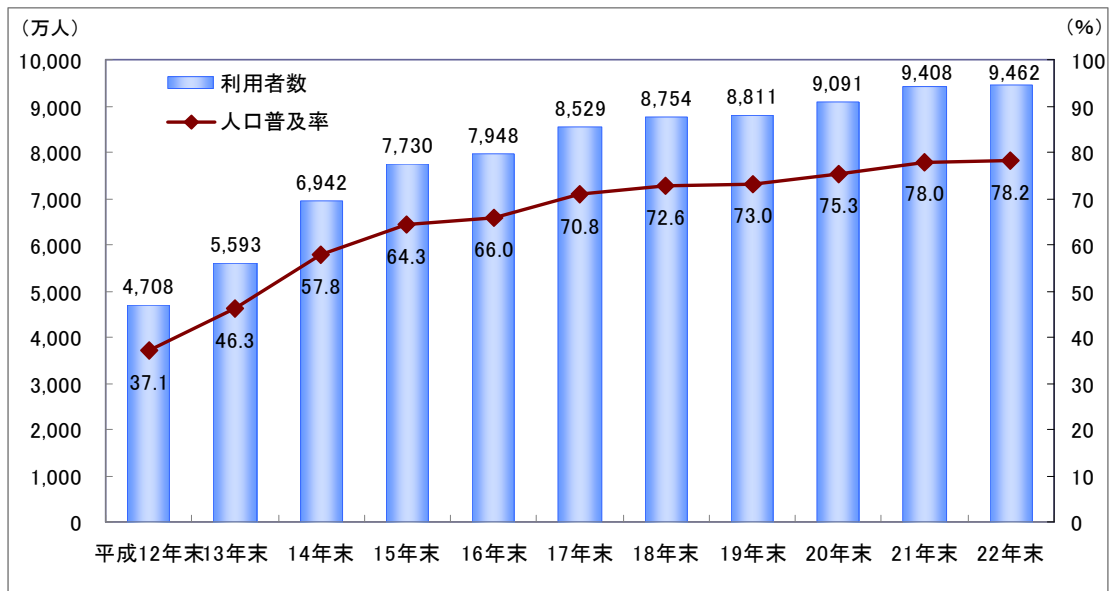
## II 情報化の背景

### 1 情報化の社会的動向

#### (1) インターネット利用者の増加

平成 22 年末における全国のインターネットの人口普及率は 78.2%に達し、全人口の 8 割弱がインターネットを利用しています。また、世帯普及率は平成 19 年末から 9 割を超え、ほとんどの世帯がインターネットを利用していることが分かります。

利用者数のここ 10 年間の推移を見ると、平成 12 年以降平成 21 年までは毎年増加し、国民のインターネット利用が急速かつ着実に進展してきていることがうかがえます。平成 17 年には利用者は 7 割を超え、インターネット利用が広く国民に普及したことがうかがえます。



(出典：総務省「平成 22 年 通信利用動向調査」より作成)

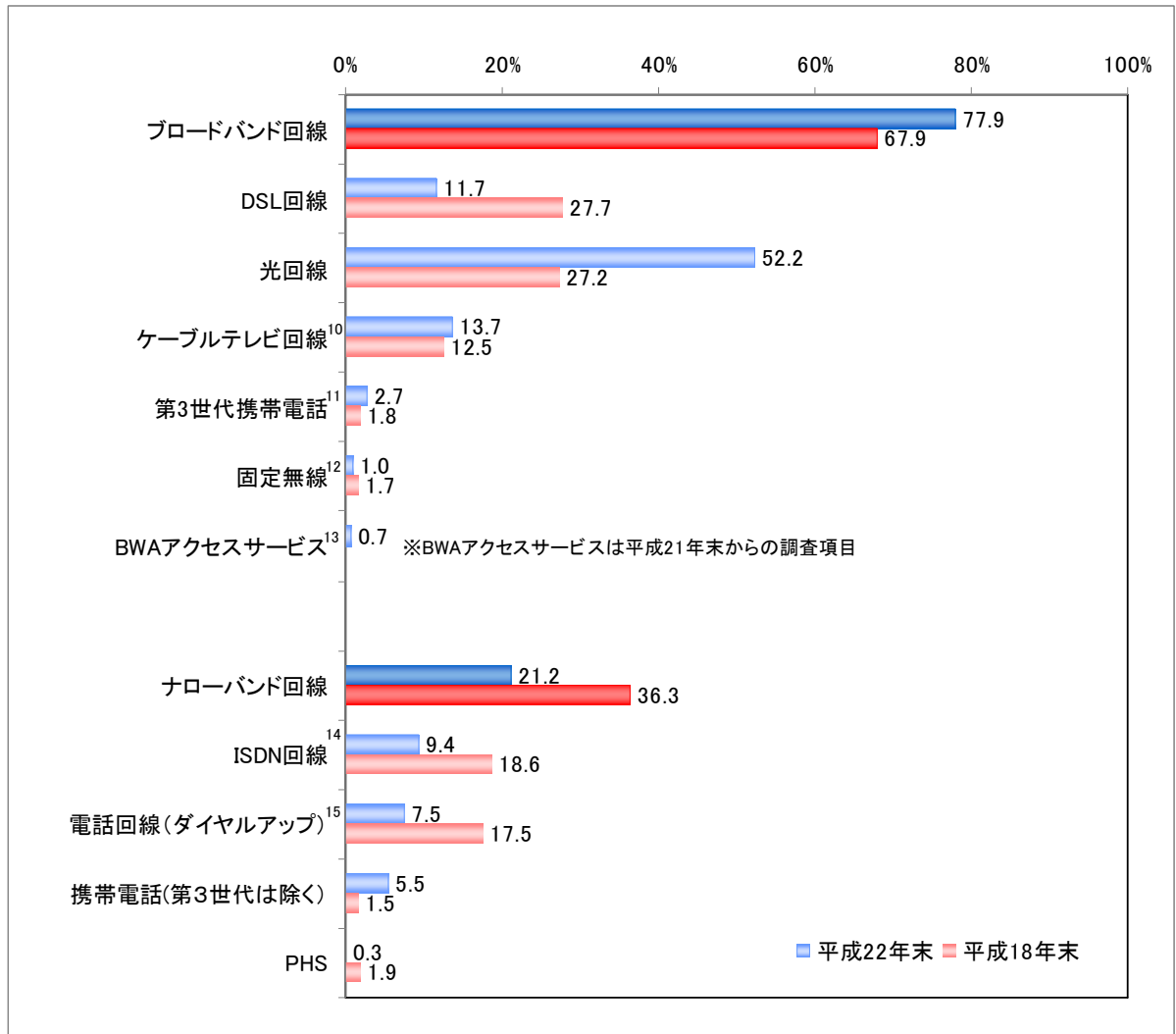
図表 2 インターネット利用者数及び人口普及率・世帯普及率の推移

## Ⅱ 情報化の背景

### (2) ブロードバンドの普及状況

自宅パソコンのインターネット接続回線の種類をみると、全世帯の 77.9%がADSL<sup>7</sup>や光ファイバー<sup>8</sup>といったブロードバンドを利用する状況となっています。

その中でも特に、DSL回線の利用率が減少し、光回線（光ファイバー接続）の利用が大幅に伸びており、ブロードバンド利用者の中で「高速回線（主にDSL<sup>9</sup>接続）」から「超高速回線（主に光ファイバー接続）」への移行が進んでいるものと考えられます。



(出典：総務省「平成22年 通信利用動向調査」より作成)

図表3 自宅パソコンのインターネット接続回線の種類(世帯)

<sup>7</sup> ADSL : Asymmetric Digital Subscriber Line の略。電話線の音声伝送に使われていない領域を使って高速なデータ通信を行なう技術の一種。利用者から見てダウンロードの通信速度は1.5～約50Mbps、逆にアップロードの通信速度は0.5～約12Mbpsと、通信方向によって通信速度が異なる。

<sup>8</sup> 光ファイバー回線：光ファイバー（太さ0.1mmほどのガラスの繊維）を利用した通信回線の総称。通信速度が速く、テレビ電話や動画サービスを利用するのに適している。また、基地局との距離が遠い場合でも安定した通信ができる。

<sup>9</sup> DSL : Digital Subscriber Line の略。電話線の音声伝送に使われていない領域を使って高速なデータ通信を行なう技術の総称。ADSLはDSLの一種。

<sup>10</sup> ケーブルテレビ : 山間部や離島、人口密度の低い地域などの難視聴地域でもテレビ放送の視聴を可能にするために開発された有線放送サービス。

近年は多チャンネル提供サービスや電話サービス、高速インターネット接続サービス、光ファイバー接続サービスなどを提供する事業者が増えている。

<sup>11</sup> 第三世代携帯電話 : 国際電気通信連合によって定められた規格に準拠したデジタル携帯電話のこと。

<sup>12</sup> 固定無線回線 : 無線によるデータ通信サービス方式の一種。ADSLとほぼ同等の通信速度でデータ通信を行なうことができる。

<sup>13</sup> BWA : Broadband Wireless Access の略。無線による高速データ通信サービス方式の一種。車などの高速移動体での通信にも対応し、サービスエリアが広範囲という特徴をもつ。

<sup>14</sup> ISDN : Integrated Service Digital Network の略。日本ではNTTが「INSネット64」の名称でサービスを提供している。通信速度はADSL、光ファイバーと比較して大幅に遅くなるが、基本的には、申込みをすれば日本全国何処でも利用することができる。

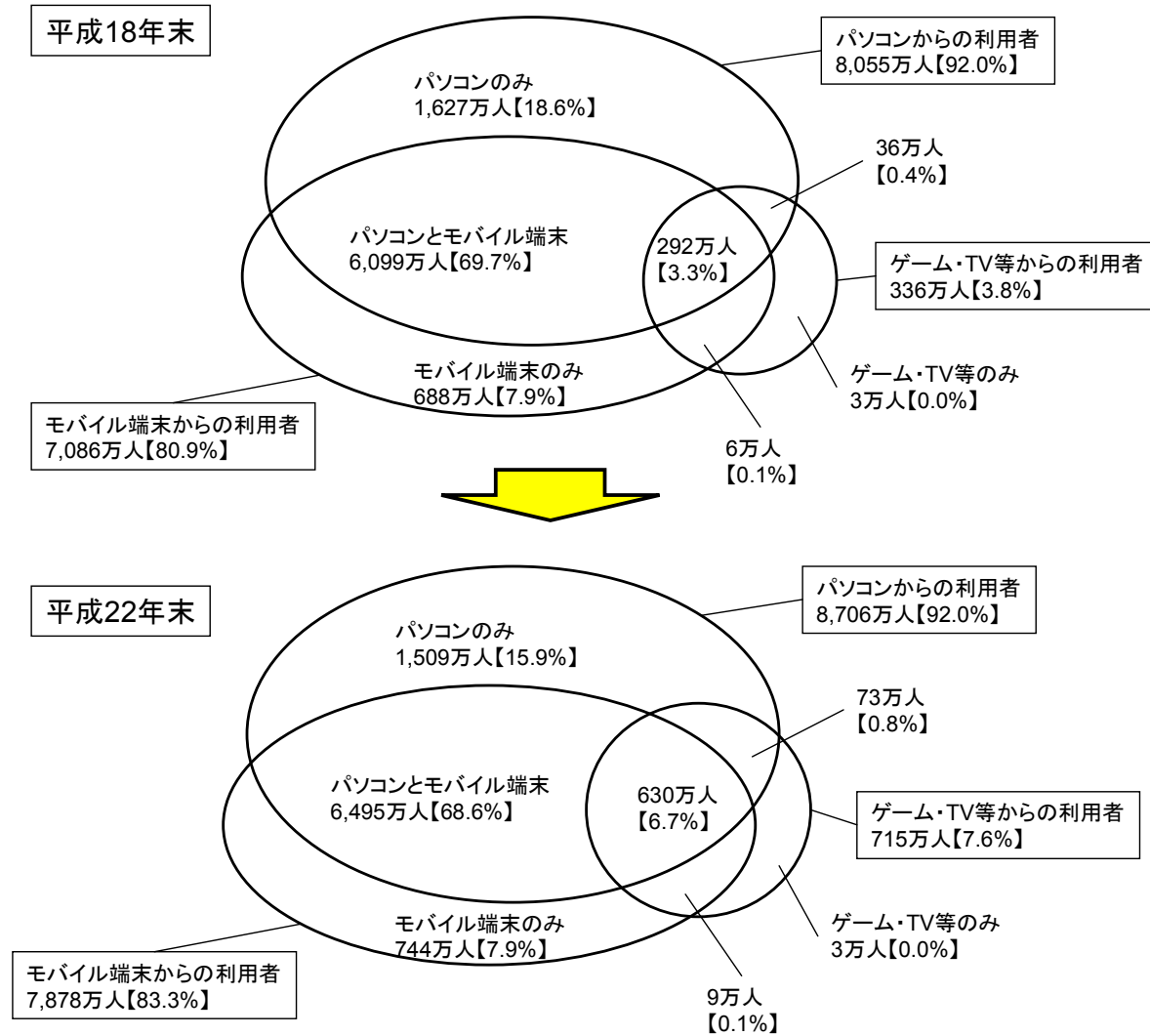
<sup>15</sup> ダイヤルアップ : 電話回線を利用して、インターネット接続業者が指定する電話番号にダイヤルしてインターネットに接続する方法。通常の音声電話が利用できれば利用可能だが、他の方法と比較して接続速度が遅い。

## Ⅱ 情報化の背景

### (3) インターネット利用端末の多様化

平成 22 年末の個人のインターネット利用端末を見ると、「パソコン、モバイル端末<sup>16</sup>」が 68.6%と最も多くなっています。

平成 18 年末と比較すると「ゲーム・TV等から」の利用者が多くなっており、ゲーム・TV等からインターネットにアクセスする機会が増加していることがうかがえます。



(出典：総務省「平成 22 年 通信利用動向調査」より作成)

図表 4 「インターネット利用端末の種類」の変化

<sup>16</sup> モバイル端末：持ち運び可能な、携帯用コンピュータ端末の総称。モバイルパソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット型パソコン等を指す。

## 2 国・県の動向

### (1) 国の動向

政府においては、ICTを利活用する取り組みを重要な国家戦略課題として明確に位置づけ、図表 5 に示すように、本格的な取り組みが続けられています。

平成 18 年 1 月に e-Japan 戦略 I、II に続く国家戦略として、「IT 新改革戦略」が発表されました。IT 新改革戦略では、IT の利活用で世界を先導するとともに、我が国が直面する社会問題（少子高齢化、環境、安全・安心など）の解決や構造改革を意識した戦略となっています。

この IT 新改革戦略の特徴の一つとして、具体的な数値目標をいくつか明記しているという点があります。その中でも特に重要視されているのが、「オンライン申請率 50% の達成」です。これを実現するために、手続きの簡素化、インセンティブ付与などが検討されています。

また、ICT を活用した安全・安心な社会を実現するため、交通安全、サイバーテロ<sup>17</sup>、災害対策などの施策が多く盛り込まれていることも特徴の一つです。

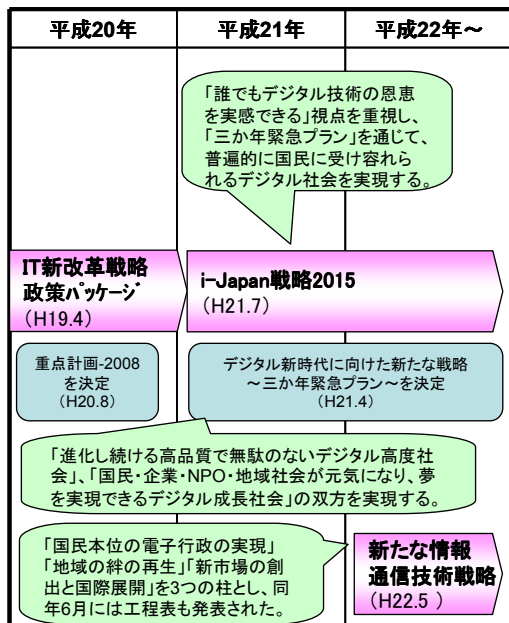
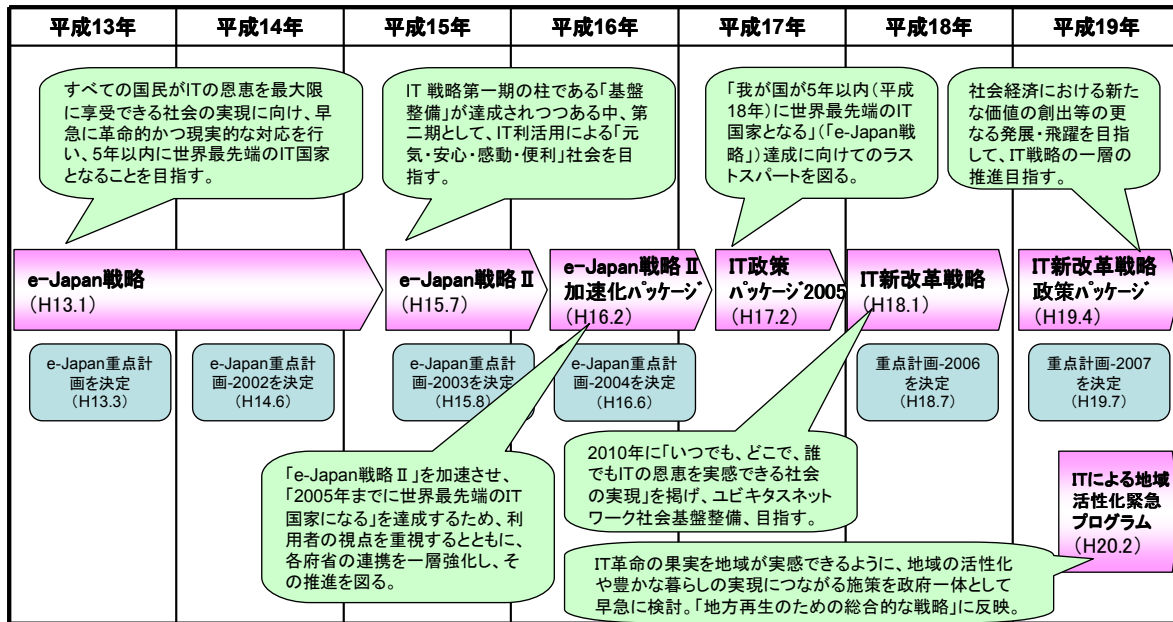
さらには平成 20 年 2 月に「IT による地域活性化等緊急プログラム」が発表され、中小企業・地場産業の成長力強化への支援や地域における安全・安心な暮らしの実現への支援など、具体的に地域の活性化や豊かな暮らしの実現につながる施策の検討が行われています。

近年では、平成 21 年 4 月には「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」<sup>18</sup>、同年 7 月には「i-Japan 戦略 2015」<sup>19</sup> が発表され、「進化し続ける高品質で無駄のないデジタル高度社会」、「国民・企業・NPO・地域社会が元気になり、夢を実現できるデジタル成長社会」の双方の実現を目指しています。

本戦略は、従来の戦略がデジタル技術の利活用を強調しつつも、技術優先思考となりがちであった問題点を踏まえ、「誰でもデジタル技術の恩恵を実感できる」視点を重視した戦略となっています。具体的な重点分野としては①電子政府・電子自治体分野、②医療・健康分野、③教育・人財分野をあげています。

また、平成 22 年 5 月には「新たな情報通信技術戦略」を決定し、「国民本位の電子行政」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」の三つの重点政策に対し、具体的な政策とその実現に向けた工程（同年 6 月に発表）を設定しました。工程表に記載されている「国民本位の電子行政」では、2013 年までに国民 ID 制度を導入すること、2013 年までに国民の 50% 以上がコンビニエンスストアや郵便局のキオスク端末を使って証明書発行サービスや申請手続きサービスを利用できるようにすること、2015 年ごろをめどに、すべての世帯にブロードバンドサービスを提供することなどが示されています。

## II 情報化の背景



(出典：IT戦略本部ホームページより作成)

図表 5 政府のICT戦略のあゆみ

17 サイバーテロ：インターネットなどのコンピュータネットワーク上で行われるテロリズムのこと。社会的なインフラとしてインターネット、コンピュータの重要度が高まるにつれ、脅威が増大している。

(2) 県の動向

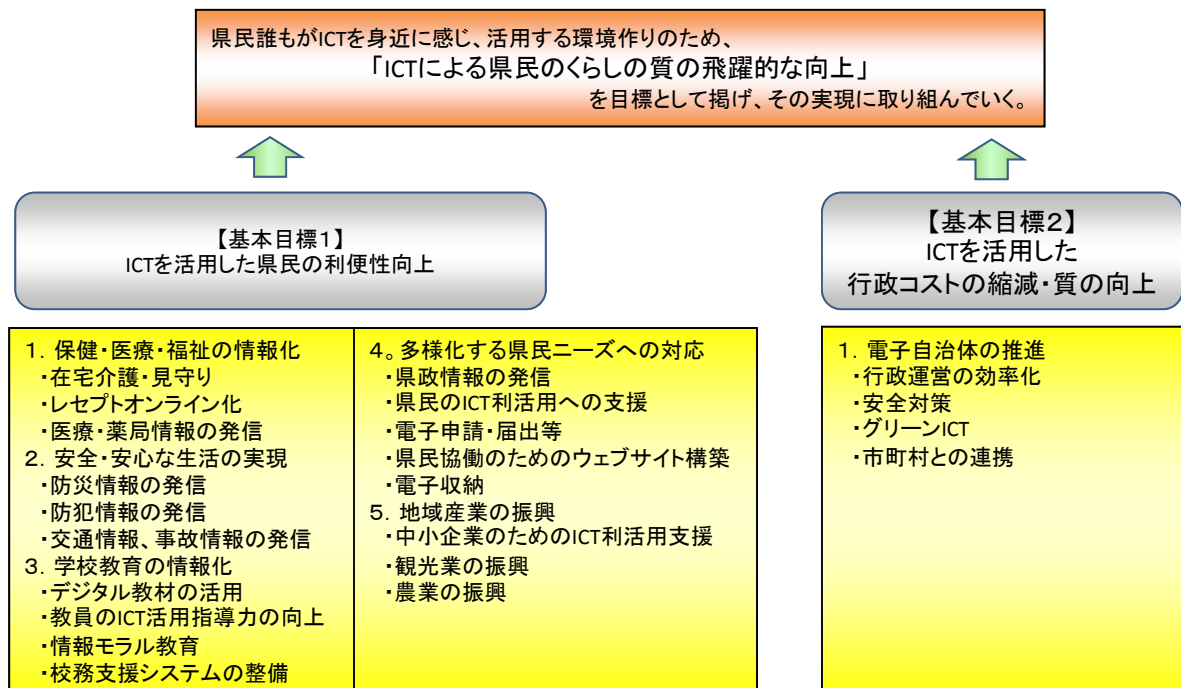
栃木県においては、県だけではなく、国や市町、企業、県民が協力し、かつ計画的に情報化推進が図れるよう、平成 23 年 3 月に「とちぎ I C T 推進プラン」が策定されました。

これまで「栃木県地域情報化基本計画（2001）」（平成 13 年 3 月）、「とちぎ I T プラン」（平成 15 年 10 月）、「とちぎ I T プラン（Ⅱ期計画）」（平成 18 年 3 月）において、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の実現」を目指して、地理的情報通信格差の解消や情報活用能力の向上など必要な取り組みを進めてきました。

新たな地域情報化推進計画である「とちぎ I C T 推進プラン」では、これまで整備してきました情報通信基盤設備の利活用により、「I C T を活用した県民の利便性の向上」及び「I C T を活用した行政コストの縮減・質の向上」を進めることを基本目標としています。

また、「とちぎ I C T 推進プラン」に掲げられた情報化推進の取り組みについて、適切な進行管理のため、「平成 23 年度とちぎ I C T 推進アクションプラン」を平成 23 年 6 月に公表しています。このアクションプランは、「とちぎ I C T 推進プラン」に掲げる情報化推進の取組について、計画期間の 5 年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）、年度ごとに当該年度の計画と前年度の実績を明らかにし、「とちぎ I C T 推進プラン」の適正な進行管理を行っていくものです。

電子県庁の実現を推進するための指針として従来策定されてきた「電子県庁推進指針」については、本プランに統合されています。



（出典：栃木県「とちぎ I C T 推進プラン」より日本総研作成）

図表 6 「とちぎICTプラン」の全体像